

○広島県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（例規通達）

平成9年1月24日

広警務第36号・広総務第18号・広生企第38号・広地域第40号・広刑総第28号・広交企第43号・

広公一第11号警察本部長

改正 平成12年3月広警務第373号 平成13年3月広警務第426号

平成14年4月広警務第631号 平成20年6月広警相第162号

平成24年8月広警相第358号 平成26年3月広警務第458号

令和6年3月21日

各部長・参事官

各所属長

被害者対策については、広島県警察における被害者対策推進要綱の制定について（平成8年6月24日付け広警務第615号外）等に基づき、県警察の総力を挙げて各種施策を推進中である。現在、その施策の推進状況を把握し、必要な調整を行うため、広島県警察被害者対策推進委員会を設置しているところであるが、この度、委員会の構成員を追加するとともに、みだしの要綱を別添のとおり定め、従前の通達を例規通達として平成9年1月24日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「広島県警察被害者対策推進委員会」の設置について（平成8年3月27日付け広警務第256号外）は、平成9年1月23日限り廃止する。

別添

広島県警察被害者支援推進委員会設置要綱

第1 委員会の設置

広島県警察における被害者支援の総合的推進を図るため、広島県警察本部に広島県警察被害者支援推進委員会（以下「本部委員会」という。）及び各警察署に警察署被害者支援推進委員会（以下「警察署委員会」という。）を設置する。

第2 本部委員会

1 任務

本部委員会は、広島県警察における被害者支援の実施に関し、その推進状況の把握、施策の検討等を行うことを任務とする。

2 構成

- (1) 本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長には、警務部長の職にある者をもって充てる。
- (3) 副委員長には、警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）の

職にある者をもって充てる。

- (4) 委員には、警察本部の各部庶務担当課長にある者をもって充てる。

3 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて本部委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本部委員会への出席を求めることができる。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 幹事会

- (1) 本部委員会を補佐させるため、本部委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- (3) 幹事長には、警察安全相談課長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副幹事長には、警務部警察安全相談課次席の職にある者をもって充てる。
- (5) 幹事には、警務部警察安全相談課（以下「警察安全相談課」という。）及び警察本部の各部庶務担当課の管理官、調査官、課長代理若しくは室長代理又は課長補佐若しくは室長補佐の職にある者で、副委員長又は委員が指名するものをもって充てる。
- (6) 前3の規定は、幹事会の運営について準用する。

5 庶務

本部委員会及び幹事会の庶務は、警察安全相談課において処理する。

第3 警察署委員会

1 任務

警察署委員会は、各警察署における被害者支援の総合的推進を図ることを任務とする。

2 構成

- (1) 警察署委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長には、警察署長の職にある者をもって充てる。
- (3) 副委員長には、副署長又は次長の職にある者をもって充てる。
- (4) 委員には、刑事官、地域官、交通官、地域交通官及び各課長の職にある者をもって充てる。
- (5) 警察署委員会の庶務は、警察署の警務課において処理する。

3 運営

- (1) 委員長は、1か月に1回警察署委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 警察署委員会は、次の事項を協議する。

ア 警察署における全ての被害者支援推進状況の把握及び点検

イ 部門間の連携並びに他の機関及び団体との連絡を必要とする事案についての調整

- (3) 委員長は、被害者支援推進状況を確認し、必要な指揮を行うものとする。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、警察署委員会への出席を求めることができる。
- (5) 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 報告等

警察署警務課は、被害者支援の推進状況等を取りまとめ、警察署委員会に報告するとともに、会議録を作成し、その写しを警察安全相談課に送付する。